

身延町健康増進施設整備運営事業
事業者募集要項
【第1回変更】

令和2年12月21日

山梨県身延町

目次

第1章 本冊の位置付け	1
第2章 募集要領	2
1. 事業の概要	2
2. 公募参加に関する条件	4
3. 応募の手続き等	8
4. 事業者の選考	13
5. その他	15
第3章 事業者選考審査基準	18
1. 事業者の選考方法	18
2. 事業者選考の手順	18
3. 選考審査評価基準	20
第4章 基本協定書（案）	23
第5章 書類作成要領及び様式集	27
1. 提出書類の提出方法及び作成要領	27

第1章 本冊の位置付け

「身延町健康増進施設整備運営事業 事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）は、民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に町に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行うBTO（Build: 建設、Transfer: 移転、Operate: 運営）方式を基本とした事業として、「身延町健康増進施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集し、選考及び随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結するに当たり、事業への応募を希望する者（以下「応募者」という。）に交付するものです。

本冊の構成は次のとおりです。

第2章 募集要項

身延町が本事業の事業者募集に当たっての概要、条件、手続き及び選考等を定めたものです。

第3章 事業者選考審査基準

身延町が、本事業をBTO方式で実施するにあたって、公募型プロポーザル方式により民間事業者を募集し、優先交渉権者等を選考する方法、手順及び選考審査の基準等を示すものです。

第4章 基本協定書（案）

身延町と優先交渉権者が、本事業に係る設計業務、建設工事、管理運営業務を事業契約として締結するための、合意内容等を定めたものです。

第5章 書類作成要領及び様式集

本事業の募集に関する書類作成要領及び様式を定めたものです。

第2章 募集要領

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本町では、新町建設計画において、「健康づくり施設の整備充実」「社会体育施設の整備」を推進施策として掲げ、健康増進のための健康関連施設、スポーツ振興のための体育施設の整備充実を進めています。また、「第2期 身延町まち・ひと・しごと・創生総合戦略」（令和2年3月）において、「下部温泉の魅力アップ」、「インバウンド観光の推進」等を具体的施策に掲げ、下部温泉の観光振興、等を進めることを示しています。

そのような状況の中で、既存の町営温泉施設の老朽化に伴う新たな施設の在り方に関する検討が行われてきました。また、町内にスポーツジムの整備してほしいという町民の要望もあり、下部温泉駅周辺への既存温泉施設の移設再整備、スポーツ施設等を含めた複合施設化の検討を進めてきました。

本事業は、下部温泉郷ひいては身延町における、健康増進のシンボルとなる「（仮称）しもべの湯」（以下、「本施設」という。）を整備し、子どもから高齢者までの幅広い世代の町民が楽しみながら、健康づくりや疾病、介護予防等に取り組める様々な運動プログラムを提供すること等による「町民の健康増進」と地域資源を活かした「交流人口の拡大」を目的とします。

(2) 事業の方式

本事業は、民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に町に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行うBTO（Build：建設、Transfer：移転、Operate：運営）方式により実施します。本施設の所有権は、本施設の登記にかかわらず、町から民間事業者への請負料の支払い時（本施設の事業者から町への引渡し時）に、町に移転します。

なお、民間事業者による管理運営については、事業エリア全体の管理業務を遂行する上で、一般的に必要と考えられる草刈りやごみの撤去、雪氷対策等を含むものとし、自然災害等、想定外の突発的な事象等による場合については、費用の負担も含め、身延町と協議の上、決定するものとします。

(3) 対象業務

施設整備及び管理運営に係る詳細な内容、業務の水準は、別途公表する「身延町健康増進施設整備運営事業 要求水準書」に定めます。

- ア 設計業務（基本設計・実施設計）
- イ 建設業務（工事監理業務を含む）
- ウ 開業準備業務
- エ 施設の維持管理業務
- オ 施設の運営業務

(4) 事業の期間

事業の期間は、設計・建設業務期間（令和3（2021）年8月1日～令和5（2023）年3月31日までの1年8ヶ月を予定）と、施設完成後の開業準備期間（令和5（2023）年4月1日（予定）～同年4月30日（予定）の1ヶ月）、施設の維持管理・運營業務期間（令和5（2023）年5月1日（予定）～令和20（2038）年3月31日（予定）までの14年11ヶ月）を合わせた16年8ヶ月の期間とします。

設計期間	令和3（2021）年8月1日 ～令和4（2022）年4月30日	9ヶ月
建設期間	令和4（2022）年5月1日 ～令和5（2023）年3月31日	11ヶ月
開業準備期間	令和5（2023）年4月1日～4月30日	1ヶ月
運営・維持管理期間	令和5（2023）年5月1日 ～令和20（2038）年3月31日	14年11ヶ月
事業全体		16年8ヶ月

(5) 敷地概要（別図1参照）

所在地	山梨県南巨摩郡身延町上之平1917-3
事業用地面積	約5,400㎡
地目	宅地
用途地域	なし（都市計画区域外）
建蔽率	指定なし
容積率	指定なし
防火指定	指定なし（建築基準法第22条地域に該当）
日影規制	指定なし
高度地区	指定なし
高さ制限	指定なし
緑化率	指定なし
接道	・一般県道415号 湯之奥上之平線
事業用地形状等	【資料-2「事業用地測量図」】参照 ・ただし、設計及び建設に際して不足となるものについては、事業者にて調査を行うこと。
地質条件	・設計及び建設に際して必要となるものについては、事業者にて調査を行うこと。
埋蔵文化財	なし

2. 公募参加に関する条件

(1) 公募参加者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとします。

ア 公募参加者の構成

(ア) 公募参加者は、本事業の設計業務にあたる者、建設業務にあたる者、運営業務にあたる者、維持管理業務にあたる者を含む複数の企業で構成されるグループ（以下「公募参加グループ」という。）とすること。

なお、公募参加グループによる事業実施体制例は、別図2のとおり。

(イ) 公募参加グループは、運営事業者となる特別目的会社（SPC）（以下、「運営事業者」という。）に出資する者（以下、「構成員」という。）と特別目的会社（SPC）に出資しない者（以下、「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下、「構成事業者」という。）で構成すること。公募参加グループは、構成員のみとすることも可能とする。

(ウ) 公募参加者は、構成員の中から代表事業者を定め、資格審査の申請及び公募手続きを行うこと。

(エ) 建設業務にあたる者（以下、「建設事業者」という。）の代表は、構成員とし、運営業務にあたる者（以下、「運営事業者」という。）の代表は、代表事業者とすること。

(オ) 建設事業者は、業務の一部を設計業務にあたる者または建設業務にあたる者以外の第三者に委任または請け負わせることができる。ただし、第三者に委託または請け負わせる場合は事前に町の承諾を得るものとする。

(カ) 運営業務にあたる者及び維持管理業務にあたる者は、運営事業者となる特別目的会社（SPC）から請け負った業務の一部を第三者に委任または請け負わせることができる。ただし、第三者に委託または請け負わせる場合は事前に町の承諾を得るものとする。

イ 構成員、協力企業、代表事業者の選定

公募参加者は、参加資格審査申請時に代表事業者、構成員、協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

ウ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務にあたることを妨げない。

エ 複数提案の禁止

公募参加グループを構成する企業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者は、他の公募参加グループを構成する企業になることができない。

「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員をいう。

(2) 公募参加者の参加資格要件

公募参加者の参加資格要件は、募集要項の公表日から本事業の基本契約締結日までの間において、次に掲げる参加要件をすべて満たした者とします。

ア 公募参加者の参加資格要件（共通）

公募参加者の構成員及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) P F I 法第 9 条の規定に該当する者。
- (イ) 町の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者。
- (エ) 町が本事業について、アドバイザリー業務を委託した以下の者と資本金又は人事面において関連のある者。

- ・株式会社福山コンサルタント

(オ) 次のいずれかに該当する者

a 次のいずれかに該当する破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。

(a) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

(b) 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

(c) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。

(d) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

(e) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

b 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。

(a) 身延町暴力団排除条例（平成 24 年身延町条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団員等

イ 公募参加者の参加資格要件（業務別）

設計、建設、運営業務、維持管理、その他の各業務にあたる者は、上記アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

(ア) 設計業務にあたる者

設計業務にあたる者は構成員又は協力企業とし、1 者は a 及び b の要件を満たし、他の者は a 又は b の要件を満たすこと。

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

b 平成 21（2009）年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 1,500 m²以上の新築施設の実設計業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有している者であること。

(イ) 建設業務にあたる者

建設業務にあたる者は構成員又は協力企業とし、a～g の要件を満たすこと。ただし、建設業務にあたる者のうち 1 者は a～g の要件を満たす構成員（「建設事業者」の代表者となる者）とし、他の者は a～b を満たす構成員又は協力企業とすること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- b 県内に主たる営業所（建設業法第 7 条第 1 号に規定する役員を置く営業所）を有する者であること。
- c 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）法第 27 条の 23 第 1 項に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の直近の総合評定値が 840 点以上の者であること。
- d 平成 21（2009）年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 1,500 m²以上の施設の新築工事を施工した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有している者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- e 自社の監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。
- f 監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証（平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた者であって、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証）を保有していること。
- g 平成 16 年 4 月 1 日以降に監理技術者、主任技術者又は CORINS に登録されている担当技術者として、同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に 3 か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者 1 名を対象工事に専任で配置できること。

(ウ) 運營業務にあたる者

運營業務にあたる者は構成員とし、a の要件を満たすこと。

- a 本施設の運營業務の遂行において、事業者の責務を達成するために必要な資格者及び温浴施設の運営に関する実務経験者を配置できる者であること。

(エ) 維持管理業務にあたる者

維持管理業務にあたる者は構成員又は協力企業とし、a の要件を満たすこと。

- a 本施設の維持管理業務の遂行において、事業者の責務を達成するために必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有する者であること。

(オ) その他業務にあたる者

(ア)～(エ)の業務にあたらぬ者が参加する場合は、その他業務にあたる者として参加するものとする。その他業務にあたる者は、構成員又は協力企業とし、a～b の要件を満たすこと。

- a 担当する業務の受託実績を有する者であること。
- b 担当する業務の遂行において、事業者の責務を達成するために必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有する者であること。

(3) 公募参加資格の確認基準日

公募参加資格確認基準日は公募参加資格審査書類の受付日とします。

(4) 公募参加資格の喪失

ア 参加申込日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、公募参加者の構成員又は協力企業が公募参加資格要件を欠くに至った場合、町は当該公募参加者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外します。ただし、代表事業者以外の構成員又は協力企業が公募参加資格を欠くに至った場合で、町が公募参加資格の確認及び設立予定の特別目的会社（SPC）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該公募参加者の公募参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができます。

イ 優先交渉権者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、優先交渉権者の構成員又は協力企業が公募参加資格要件を欠くに至った場合、町は優先交渉権者と特定事業契約を締結しない場合

があります。この場合において、町は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとします。ただし、代表事業者以外の構成員又は協力企業が公募参加資格を欠くに至った場合で、町が公募参加資格の確認及び設立予定の特別目的会社（SPC）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と特定事業契約を締結します。

(5) 公募参加資格要件確認のための提出書類

公募参加資格要件確認のための提出書類は、次に掲げるものとします。

ア 公募参加者共通（公募参加グループの構成事業者全て）

(ア) 事業者の概要（様式6）

事業者の概要が分かるパンフレット等及び参加資格要件を満たすことが確認できる許可証の写しまたは書類を添付すること。

(イ) 法人又は個人の直近3事業年分の財務諸表。ただし、開業後3年未満の場合は、開業後からの全年分とします。

(ロ) 役員名簿（様式7）

(エ) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(オ) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(カ) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(キ) 印鑑（登録）証明書

(ク) 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のないことを証明する書類

(ケ) 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のないことを証明する書類

(コ) 本店所在地における都道府県税及び市区町村税の完納証明書

なお、支店等が参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市区町村税の完納証明書。また、新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届の写し。地方公共団体において完納証明が発行できない場合は、滞納がないことを証する証明書。

(サ) 誓約書（様式4）

イ 公募参加グループ（公募参加グループとして）

(ア) 委任状兼公募参加者の構成事業者一覧表（様式5）

(イ) 公募参加グループの規約等の写し

(6) 予定価格

・建設工事業務の予定価格（上限）は 税込み 940,000,000 円（設計・建設工事費用は、前払金なしで権利変換時の一括払い）

・維持管理・運営業務のサービス対価予定価格（上限）は、 税込み 20,000,000 円/年度とします。

なお、本事業の趣旨、目的を十分考慮した上で、地域活性化と町民福祉の向上に寄与する優良な施設となるよう提案してください。

3. 応募の手続き等

(1) 応募のスケジュール等

ア 応募のスケジュール

本事業の応募に係るスケジュールは、次のとおり予定しています。

項目	日程又は期間（予定）
募集要項の公表（募集開始）	令和2年12月21日（月）
事業者向け説明会	令和2年12月23日（水）午後1時30分から
応募に関する質問書提出期限	（公募参加資格要件に関すること） 令和3年1月15日（金）午後5時
	（公募参加資格要件以外のこと） 令和3年3月12日（金）午後5時
公募参加資格要件確認申請書提出期間	令和3年1月29日（金）午後5時
プロポーザル参加資格要件審査結果の通知	申請書受付後速やかに
応募に関する質問書に対する回答の公表	令和3年3月31日（水）までの随時
応募書類の提出期限	令和3年4月30日（金）午後5時
審査書類	令和3年5月中旬
	プレゼンテーション
審査結果の通知及び公表	令和3年5月中旬
優先交渉権者との交渉、協議	令和3年5月中旬～同年6月（予定）
優先交渉権者との基本協定の締結	令和3年6月（予定）
特定事業契約の締結	令和3年8月（予定）
●設計・建設業務	令和3年8月1日～令和5年3月31日
●開業準備業務	令和5年4月1日～令和5年4月30日（1ヶ月）
●管理運営業務期間	令和5年5月～令和19年3月31日まで（14年11ヶ月）

イ 募集要項等に関する事業者向け説明会について

募集要項等に関する説明会の実施については、次のとおりとします。

(ア)開催日時・場所

日 時：令和2（2020）年12月23日（水）午後1時30分から午後2時

場 所：下部地区公民館（身延町常葉1025番地）

(イ)申込方法

「募集要項等に関する事業者向け説明会参加申込書」（様式13）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「〔公募説明会参加申込書〕」と記載すること。

(ウ)参加申込期限

令和2（2020）年12月22日（火）午後5時まで

ウ 質問の受付

(ア)応募に関する質問書提出期限

a 第2章 募集要領に関すること

令和3年1月15日（金）午後5時必着

b 第2章 募集要領以外のこと

令和3年3月12日（金）午後5時必着

(イ)質問書書式

応募に関する質問書（様式1）

(ウ)提出方法及び提出先

質問者の商号又は名称等及び書類名称、項目、ページ数等を明記の上、質問内容を簡潔にまとめ、本章（4）オに記載する書類提出窓口へ持参又は電子メール宛へ送信してください。また、電子メールの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、提出者は必ず着信の確認を行うものとし、電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けませんのでご留意ください。

(エ)質問に対する回答方法

身延町ホームページにおいて、公表します。

なお、質問された事業者名は非公表とし、意見表明と解される質問及び回答への再質問については回答しませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

また、参加される場合は必ず回答をご確認ください。

(オ)応募に関する質問書に対する回答公表日

令和3年3月31日（水）までの随時（月に一回程度の回答を予定していますが、身延町が早期の回答が必要と判断した場合及び1か月間の質問件数が少なかった場合はこの限りではありません。）

(カ)異議申し立て等について

応募書類を提出した者は、書類の提出後において、募集要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので質問がある場合は、必ず上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

エ 現地確認等

応募者又は応募を検討している者の現地確認等については、本章（4）オに記載するお問い合わせ窓口へご連絡の上、身延町の指示に従って行うことができます。

オ 募集要項の変更

本募集要項は、公表後の質問等により、その内容を変更することがあります。この場合は、本町のホームページで公表します。

カ 既存参考資料の貸出

既存する貸出可能な参考資料は、次の資料一覧のとおりです。資料は必要に応じ貸出しますので、本章（4）オに記載するお問い合わせ窓口へお申し出ください。

なお、貸出しは応募書類提出期限までとし、電子メールにより送付することを基本としますが、データ容量やファイル形式等により、CD-ROM等による場合があります。

また、参考資料は、本募集に参加することを目的として利用することに限定します。

【資料一覧】

番号	資料名称
資料－1	利用料金の考え方について
資料－2	事業用地測量図【公募参加事業者に提供】
資料－3	縦横断図【公募参加事業者に提供】
資料－4	温泉の概要（温泉分析書）
資料－5	インフラ整備状況【公募参加事業者に提供】
資料－6	基本設計図書一覧
資料－7	実施設計図書一覧
資料－8	完成図書一覧

(2) 応募の手続き

ア 公募参加資格要件確認申請書の提出

応募者は、次のとおり書類を提出してください。

(ア) 提出書類及び書類作成方法

第5章 書類作成要領及び様式集を参照してください。

(イ) 提出方法

郵送（書留）又は持参によるものとします。（特定記録郵便は不可とします。）

(ウ) 提出期限

令和3年1月29日（金）の午後5時必着

(エ) 提出先

本章（4）オに記載する宛先又は窓口

イ 公募参加資格要件審査結果の通知

公募参加資格要件審査結果は、参加資格要件確認申請の提出があり次第、随時、審査後、速やかに書面によって通知します。

ウ 参加の辞退

応募者は、優先交渉権者の決定に至るまでは、いつでも参加を辞退することができます。この場合において、以後の公募等において不利益な取扱いを受けるものではありません。ただし、優先交渉権者と決定した者が、個別の事情によらない正当な理由なく辞退する場合は、身延町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要綱及び身延町物品購入等契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置等を行う場合があります。

(3) 応募書類の提出

ア 応募書類の提出

公募参加資格要件審査の結果、参加要件を満たしていた者（以下「適格者」という。）は、次のとおり応募書類を提出してください。

(ア) 応募書類及び書類作成方法

第5章 書類作成要領及び様式集を参照してください。

(イ) 提出期限

令和3年4月30日（金）午後5時必着

(ウ) 提出方法

郵送（書留）又は持参によるものとします。（特定記録郵便は不可とします。）

(エ) 提出先

本章（4）オに記載する宛先又は窓口

イ 応募書類の取扱い

(ア) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、身延町は、本事業の公表及びその他必要があると認めるときには、優先交渉権者の応募書類に限り、企業秘密や今後の企業利益に影響を及ぼす可能性のある部分を除き、応募書類の一部又は全部を無償で公表することができるものとします。

(イ) 特許権等

応募者は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用するときは、特段の定めがある場合を除き、その使用に関する一切の責任を負わなければならないものとします。

(ウ) 応募書類の返却

提出された書類は返却しないものとします。（辞退した場合においても同じ。）

ウ 費用の負担

応募者の応募に係る費用については、全て参加者の負担とします。

(4) 応募に関する留意事項

ア 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。また、募集要項に定めるもののほか、関係する法令を遵守するとともに他の応募者と応募内容についていかなる相談も行わず、独自に提案等を決定してください。

イ 応募書類の書き換え等の禁止

提出期限以降における応募書類の書き換え及び再提出をすることはできません。

ウ 応募の無効

応募者が、次のいずれかに該当するときは無効とします。

- (ア)参加資格のない者が応募したとき
- (イ)応募書類が所定の日時までに到着しないとき
- (ウ)応募者が2通以上の応募をしたとき
- (エ)応募書類に記名及び押印がないとき
- (オ)応募書類に金額の記載がない又は金額を訂正したとき
- (カ)応募書類に記載された金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき
- (キ)談合その他不正行為があったと認められるとき
- (ク)その他応募条件又は予め指定した事項に違反したとき

エ 募集の中止等

- (ア)応募者が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等、公正な募集の執行を確保することができないと認めるときは、募集を中止、延期又は取消すことがあります。
- (イ)天災その他やむを得ない事由又は身延町が必要と認めた場合には、募集を中止、延期又は取消すことがあります。
- (ウ)募集の中止等に至った場合においても、応募に係る費用、郵送に係る費用その他募集に係る一切の費用は補償しません。

オ 本事業に関するお問い合わせ・書類提出窓口

身延町 教育委員会 施設整備課
〒409-2992 山梨県南巨摩郡身延町常葉 1093
電話：0556-20-3015
FAX：0556-36-0936
E-mail：shisetsuseibi@town.minobu.lg.jp

お問い合わせ、窓口への書類の提出及び郵送、電子メールの着信確認等は、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く平日の9時00分から17時までの間とします。

なお、電子メールでのお問い合わせ等の際は、タイトルに「【身延町健康増進施設整備運営事業】」を必ず入れてください。

4. 事業者の選考

(1) 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選考

本事業における事業者の募集及び優先交渉権者及び次順位交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）の選考は、公募型プロポーザル方式により行うものとします。

ア 応募書類の審査

応募書類の審査は、学識経験者等で構成する「身延町健康増進施設整備運営事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置して、第4章に定める事業者選考審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査により優先交渉権者等を選考します。委員会による審査は、応募者名を伏せた上で審査を行います。

なお、選考審査に係る詳細は、要求水準及び事業者選考審査基準に示します。

イ 最優秀提案者選考審査の方法及び決定

(ア) 書類審査

応募書類の書類審査を行います。

(イ) プレゼンテーション審査

提案内容を応募者のプレゼンテーション及び質疑応答により、審査します。

なお、日時、場所等の詳細については、適格者に対し4月上旬に通知します。

(ウ) 優先交渉権者等の決定

身延町は委員会の選考結果を踏まえ、優先交渉権者等を決定します。選考は、事業者選考審査基準に基づき、(ア) 及び (イ) の審査の結果、得点が高い順に順位付けし、最高得点者を優先交渉権者とし、次に得点が高い者を次順位交渉権者とします。なお、同点の場合は委員会において協議により、順位を決定します。

(エ) 審査結果講評の公表

身延町は委員会における審査及び選考の結果を応募者に通知するとともに、審査結果講評を身延町ホームページで公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

(2) 契約手続き

ア 基本協定の締結

身延町は優先交渉権者と交渉、協議を行い、事業契約の締結に関する基本協定を締結します。

優先交渉権者との交渉、協議が成立せず基本協定を締結しなかった場合又は身延町が基本協定の締結が不可能であると判断した場合は、当該優先交渉権者の決定を取り消し、次順位交渉権者を新たな優先交渉権者と決定し、交渉、協議を行い、基本協定を締結します。

なお、身延町が次順位交渉権者との交渉が成立しないと判断した場合は、交渉を打ち切ります。

イ 事業契約の締結

身延町は基本協定に基づき基本協定の締結者と交渉、協議の上、事業契約を締結します。

なお、事業契約は、仮契約を締結した後、身延町議会における議案の議決を経て締結します。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て優先交渉権者の負担とします。

(4) 契約保証金等

調査・設計業務及び建設業務については、契約金額の100分の10以上の額を納めるものとします。ただし、身延町契約規則第27条（契約保証金に代わる担保）第1項各号の規定に該当する

場合は、契約保証金に代えることができ、同規則第28条（契約保証金の納付の免除）第1項各号の規定に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

また、基本協定においては、事業者と協議の上、事業者の責めに帰すべき事由による指定の取消の際は、身延町に違約金を支払うものとし、当該違約金に係る額を定めることとします。

なお、当該指定の取消により、身延町に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、事業者は、当該超過分に係る損害賠償の義務を負うものとし、

契約保証金及び違約金の詳細については、各契約書及び基本協定書によるものとします。

(5) 特別目的会社（SPC）の設立等の要件

優先交渉権者は本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社（SPC）は以下の要件をすべて満たさなければならない。

ア 特別目的会社（SPC）の本店所在地を身延町内とすること。

イ 特別目的会社（SPC）への出資は構成員のみとすること。

ウ 代表事業者の特別目的会社（SPC）への出資比率は出資者中最大とし、かつ、本事業の終了に至るまで、議決権保有割合の合計が特別目的会社（SPC）の議決権総数の50パーセントを超過するように維持すること。

エ 特別目的会社（SPC）に出資する全ての構成員は、事業契約が終了するまで特別目的会社（SPC）の株式を保有し続けるものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

5. その他

(1) 必要事項等の追加

募集要項に定める事項のほか応募に当たって必要な事項が生じた場合は、身延町ホームページで公表します。なお、プロポーザル参加資格要件審査結果の通知後においては、電子メールで通知します。

(2) 応募に際して使用する言語、単位及び通貨

本事業の応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律51号）に定めるもの、通貨は円とします。

(3) 応募事業者及び構成事業者の名称の公表

優先交渉権者等の決定までは、原則として応募事業者及び構成事業者の名称は公表しません。なお、優先交渉権者等決定後、優先交渉権者等に選考された応募事業者及び構成事業者の名称は公表します。また、優先交渉権者等に選考されなかった応募事業者及び構成事業者については、応募事業者及び代表事業者のみを公表し、構成事業者の名称は公表しません。

(4) 本事業に疑義が生じた場合又は継続困難となった場合等の措置

ア 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業契約締結後において、契約に附帯する事業計画等の解釈について疑義が生じた場合、身延町と事業者は、誠意をもって協議し解決を図るものとします。ただし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的な措置に従うものとします。

なお、事業契約及び事業契約に附帯する事業計画等に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

イ 事業者の責めに帰すべき事由により、事業継続が困難となった場合の措置

身延町は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができるものとします。

事業者が一定期間内に修復することができなかった場合は、身延町は事業契約を解除することができるものとします。なお、その詳細については事業契約において規定します。

ウ その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

事業契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従い措置を行うものとします。

(5) 事業の実施に関する必要事項

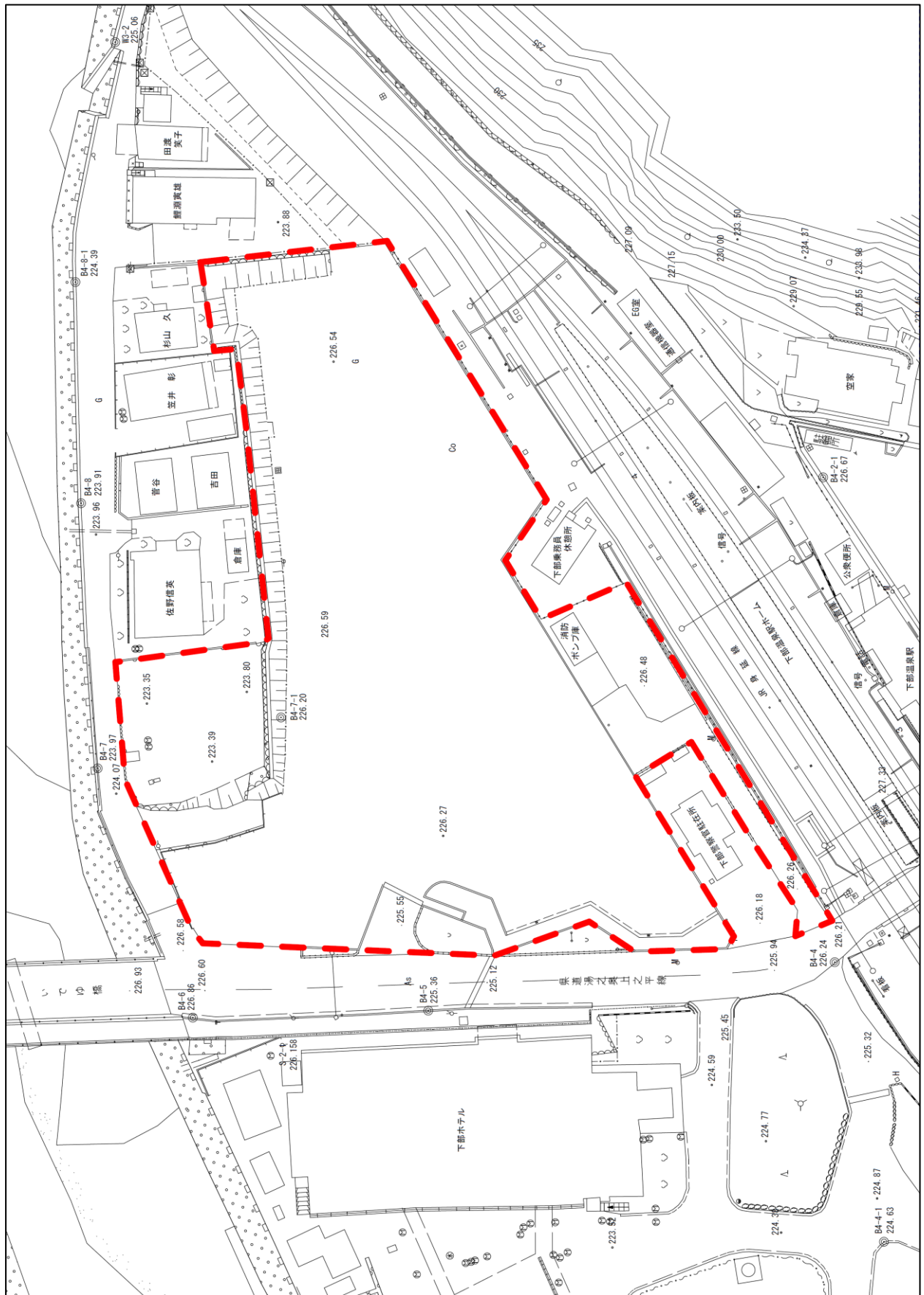
ア 予算

令和2年12月の身延町町議会において、本事業の予算措置に必要な債務負担行為の設定に関する議決がされています。

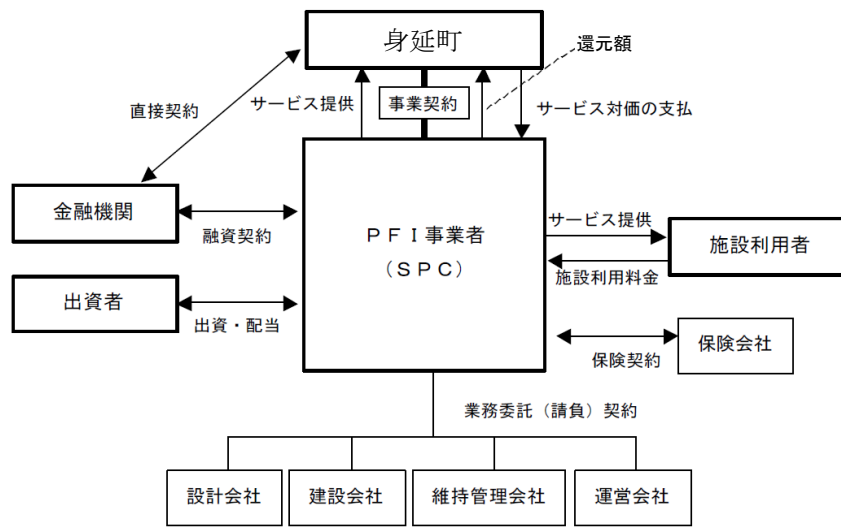
イ 優先交渉権者等を選考しない場合

応募者がいない又はいずれの応募者の提案も身延町の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をBTO方式等、官民連携（PPP）で実施することが適当でない判断する場合には、優先交渉権者等を選考しない場合があります。この場合は、その旨を速やかに公表します。

別図1 現況平面図



別図2 事業実施体制【例】



第3章 事業者選考審査基準

1. 事業者の選考方法

公募した事業の優先交渉権者等の選考のための審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、委員会を設置して行います。

なお、公募参加資格要件審査については、身延町の事業担当事務局である「身延町 教育委員会 施設整備課」（以下「事務局」という。）において、行うものとします。

2. 事業者選考の手順

事業者の選考までの手順は、次のとおりとします。委員会による審査は、応募者名を伏せた上で審査を行います。

(1) 参加資格要件審査

応募者から提出された、「第2章 募集要領」に定める「公募参加資格要件確認のための提出書類」がすべて揃っていること及び公募参加資格要件を満たしていることを事務局において確認し、結果を応募者に通知します。

なお、不備があれば不適合としますが、事務局が軽微な書類不備と判断した場合は、応募者からの追加書類提出により対応する場合があります。

(2) 応募に関する質問

応募に関する質問書（様式1）により、「第2章 募集要領」に定める公募参加資格要件に関するものは令和3年1月15日（金）午後5時まで、「第2章 募集要領」に定める公募参加資格要件以外のものは令和3年3月12日（金）午後5時まで質問を受付けます。

(3) 応募書類の提出

適格者は、応募書類の提出期限の締切りまでに、募集要領に定める応募書類を事務局まで提出するものとします。なお、事務局が提出書類の確認を行い、書類不備があった場合及び募集要領に定める「応募に関する留意事項」に違反するときは失格とします。

ただし、事務局において内容に不明な点や疑義等があると判断した場合は、不明な点や疑義等を補完することに限定して、応募者に追加資料を要求する場合があります。

(4) 書類審査

応募書類の書類審査を行います。

(5) プレゼンテーション審査

提案内容を応募者のプレゼンテーション及び質疑応答により、審査します。なお、日時、場所、参加人数等の詳細については、適格者に対し、4月上旬に通知します。

プレゼンテーションにパソコン、プロジェクターを使用する場合は、事前に連絡をしてください。その場合は、当日パソコンを持参し、使用したデータはCDにて提出してください。

(6) 審査の視点

審査については、特に次の視点に重点を置いて選考します。

- ア 施設の建設
- イ 施設の運営
- ウ 施設の運営における身延町への財政的貢献
- エ 地元との連携、地域活性化への貢献等

(7) 審査結果

委員会は、各審査委員の評価により算定された点数の上位からの順序により、最優秀提案及び優秀提案を決定し、最優先候補者並びに次順位候補者を身延町に提言します。

ただし、適格者の企画提案の評価が評価基準に定める最低基準（評価満点の60%）を下回る場合は、最優先候補者等に選考しません。

(8) 優先交渉権者等の決定

身延町は、委員会の提言を受け、最優先候補者等を優先交渉権者及び次順位交渉権者として決定します。

決定後は、適格者へ審査結果について、書面により通知するとともに身延町のホームページで公表します。なお、優先交渉権者及び次順位交渉権者と決定した適格者には、通知する書面にこの旨を明記します。

(9) 事業者の決定等

身延町は、優先交渉権者と交渉の上、協議が成立した場合は事業者として決定し、基本契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が成立しない場合、当該優先交渉権者の決定を取り消し、次順位の交渉権者を新たに優先交渉権者と決定して交渉し、協議が成立した場合は事業者として決定し、基本契約を締結します。

身延町は、優先交渉権者又は次順位交渉権者との協議が成立しないと判断した場合又は事業の趣旨、目的等を満たさない等事業の中止又は延期が必要と判断した場合は、交渉、協議を打ち切ることがあります。

3. 選考審査評価基準

(1) 評価項目及び配点

評価項目		配点			
事業者評価	(1)経営状況	①事業者の経営状況	5	10	
		②県内・町内に本店を有する事業者	5		
	(2)業務計画	①業務のコンセプト	5	10	
		②自己評価体制の確立及び企業倫理、コンプライアンス等、社会的責務の遵守	5		
	(3)業務体制	①業務の分担構成、実施体制人員数及び適正な人員配置	15	20	
		②安全かつ効率的な業務実施体制などのノウハウの有無	5		
(4)業務実績	①温浴施設及びスポーツジムの運営実績	10	10		
技術的評価	(5)施設整備	①設計計画	①-1. 施設全体（共用部、管理室、付帯施設等を含む）の設計計画	20	110
			①-2. 温浴施設の設計計画	20	
			①-3. 健康増進施設の設計計画	20	
			①-4. 提案諸室等の設計計画	20	
		②県産町産木材及び集成材（LVL）の活用	10		
		③効率的な管理運営に向けた設計計画	10		
		④ユニバーサルデザイン及び環境への配慮	10		
	(6)管理運営	①施設の利用者が増加する運営計画	40	120	
		②各施設、提案諸室事業等により十分な利益を上げる運営計画	40		
		③各計画の信頼性及び計画どおりの管理運営が出来ない場合の措置や事業改善計画	20		
		④長期的な継続が期待できる管理運営計画	10		
		⑤ファミリーや若者などの利用促進計画	10		
	(7)地域連携	①地域連携の計画	20	60	
		②観光の核となる施設計画	30		
③町民の雇用機会の促進計画		10			
価格評価	(8)施設（温浴機能・健康増進機能）に係る収支（計画）、及び提案諸室事業等の収支（計画）を合わせた額（収支計画の健全性）	40	80		
	(9)収支がプラスの場合の町への還元方法	40			
合計			420		

(2) 評価基準

評価項目及び配点の評価基準については、次のとおりです。

ア 経営状況

(ア) 代表事業者の経営状況

提出された直近3事業年度の平均値が

- a 自己資本比率30%以上
- b 流動比率100%以上
- c 固定長期適合率100%以下
- d 債務償還年数30年以下
- e 経常利益率3%以上

事業者において、上記aからeの5項目のうち該当した場合は、1項目当たり1点とする。

(イ) 県内・町内に本店を有する事業者

県内又は町内に本店を有する場合は5点とし、県内・町内の支店等で参加する場合は3点とする。

イ 業務計画

(ア) 業務のコンセプト

採点は、別表1による。

(イ) 自己評価体制の確立及び企業倫理、コンプライアンス等、社会的責務の遵守

採点は、別表1による。

ウ 業務体制

(ア) 業務の分担構成、実施体制人員数及び適正な人員配置

採点は、別表1による。

(イ) 安全かつ効率的な業務実施体制などのノウハウの有無

採点は、別表1による。

エ 業務実績

採点は、別表1による。

オ 施設整備

(ア) 施設の設計計画

採点は、別表1による。建設費の削減ではなく、施設の質を重視した評価とします。

(イ) 県産町産木材及び集成材（LVL）の活用

採点は、別表1による。

(ウ) 効率的な管理運営に向けた設計計画

採点は、別表1による。

(エ) ファミリーや若者などの利用促進計画

採点は、別表1による。

(オ) ユニバーサルデザイン及び環境への配慮

採点は、別表1による。

カ 管理運営

(ア)施設の利用者が増加する運営計画

採点は、別表1による。

(イ)各施設、提案諸室事業等により十分な利益を上げる運営計画

採点は、別表1による。

(ウ)各計画の信頼性及び計画どおりの管理運営が出来ない場合の措置や事業改善計画

採点は、別表1による。

(エ)長期的な継続が期待できる管理運営計画

採点は、別表1による。

(オ)ファミリーや若者などの利用促進計画

採点は、別表1による。

キ 地域連携

(ア)地域連携の計画

採点は、別表1による。

(イ)観光の核となる施設計画

採点は、別表1による。

(ウ)町民の雇用機会の促進計画

採点は、別表1による。

ク 施設に係る収支

収支計画及び計画の健全性を評価する。

ケ 収支がプラスの場合の町への還元方法

還元率・還元額を総合的に評価する。

(3) 評価最低基準

評価の合計を総合評価とし、この評価満点の60%を最低基準と定め、これを下回った場合は失格とします。

別表1

得点の考え方	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点	30点満点	40点満点
優れている	5点	10点	15点	20点	30点	40点
やや優れている	4点	8点	12点	16点	24点	32点
普通	3点	6点	9点	12点	18点	24点
やや劣っている	2点	4点	6点	8点	12点	16点
劣っている	1点	2点	3点	4点	6点	8点
要求水準を達成していない又は提案がない	0点	0点	0点	0点	0点	0点

第4章 基本協定書（案）

身延町健康増進施設整備運営事業基本協定書（案）

身延町健康増進施設整備運営事業（以下「この事業」という。）に関して、身延町（以下「甲」という。）と、【●】、【●】及び【●】で構成される公募参加グループ（以下「乙」という。）の代表事業者（以下「代表事業者」という。）は、以下のとおり合意し、この基本協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、この事業に関し、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、身延町健康増進施設整備運営並びにその他の応募書類において整備対象とされた施設及びその附帯設備（以下「この施設」という。）の設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、施設運営業務及びそれらに付随関連する事項に関し、乙の設立するこの事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間の事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約の締結のための協議において、この事業の公募手続における甲及び身延町健康増進施設整備運営事業選定審査委員会の要望事項及び指摘事項を尊重するものとする。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、この協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として事業予定者を身延町内に設立し、その商業登記履歴事項証明書及び現行定款の写し（原本証明を付したものに限り。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして、甲に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、乙は、事業予定者をして、事業予定者の本店所在地を身延町外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

3 事業予定者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、乙は、事業予定者の定款に会社法第107条第2項第1号に定める事項を規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除し、又は変更しないものとする。

4 事業予定者の設立に当たり、代表企業は必ず出資するものとし、かつ、代表企業は、事業予定者の株主中で最大の出資額で出資するものとする。

5 代表企業は、この事業の終了に至るまで、その事業予定者における議決権保有割合の合計が事業予定者の議決権総数の50パーセントを超過するように維持するものとし、乙以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により事業予定者への資本参加を認める場合には、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。

6 事業予定者は、定款等により、本事業以外の事業を行えないことを明確にする。

（株式の譲渡等）

第4条 乙は、この事業の終了に至るまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分をしないものとする。

（業務の委託及び請負）

第5条 乙は、事業予定者をして、この施設を設計する業務並びにこの施設の工事を工事監理する業務、この施設の建築本体（建築物・建築設備等）を建設する業務を構成事業者、この施設を維持管理及び運営する業務を代表事業者、それぞれ請け負わせ、又は業務委託をさせるものとする。

2 乙は、事業契約の成立後速やかに、前項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者と事業予定者との間で、それぞれ請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しを甲に提出するものとする。

3 第1項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者は、それぞれ委託を受け、又は請け負った各業務を誠実に遂行するものとする。

- 4 第1項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者が、当該当事者が委託を受け、又は請け負った各業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他甲が求める事項を甲に通知するものとする。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、この協定締結後、身延町町議会への事業契約に係る議案提出日までに、甲と事業予定者間での事業契約の仮契約を締結せしめるものとする。

- 2 前項に規定する仮契約は、財政措置決定後に締結するものとし、当該財政措置が決定されない場合は、契約を締結しない。また、当該財政措置の額が減額若しくは増額された場合において、事業計画の見直しが必要となる場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

- 3 第1項に規定する仮契約は、事業契約の締結について身延町町議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、乙が次の各号のいずれかの事由（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、甲は、事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約を成立させないことができる。この場合において、デフォルト事由が本事業の公募手続に関するものであるときは、乙は、甲の請求に基づき、本事業の施設整備費並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の10分の1に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。

- (1) 乙のいずれか又はこれらを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業団体（以下「構成企業等」という。）が、同法3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、構成企業等に対する同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。

- (2) 独占禁止法7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、構成企業等につき、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

- (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間にこの事業の募集手続きが行われたものであり、かつ、この事業の募集手続きが当該取引分野に該当するものであるとき。

- (5) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (6) その他、事由のいかんを問わず、甲の指名停止措置を受けたとき。

- 5 デフォルト事由により甲が被った損害のうち、前項に規定する違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。この場合において、かかる乙の損害賠償債務もまた連帯債務とする。

- 6 甲及び乙は、事業契約成立後も、この事業の遂行のために協力するものとする。

- 7 乙は、甲と事業予定者との事業契約の仮契約の締結と同時に、出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、かつ、乙以外の事業予定者の株式の保有者全員から誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。

(準備行為)

第7条 事業契約成立前であっても、乙は、自己の責任及び費用でこの事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

- 2 乙は、事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を事業予定者に承継させるものとする。

(事業契約の不調)

第8条 事由のいかんを問わず事業契約が締結に至らなかった場合には、この協定に別段の定めがない限り、既に甲及び乙がこの事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 事業契約が締結に至らなかったときは、前項の定めにかかわらず、事業契約の締結不調が確定した日をもってこの協定は終了するものとする。ただし、この協定の終了後も、前条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(救済措置)

第10条 前条第1項の定めにかかわらず、事業契約成立後に、乙のいずれかがこの事業の公募手続に関するデフォルト事由に該当する場合、甲は、代表企業に書面で通知することにより、この協定を解除することができる。この場合において、前条第2項ただし書の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、甲が別途請求したときは、乙は、この事業の施設整備費並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の10分の1に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を乙が負担するものとする。

3 デフォルト事由により甲が被った損害のうち、前項に規定する違約金により回復されないものがある場合には、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。この場合において、かかる乙の損害賠償債務もまた連帯債務とする。

4 事業契約の定めるところにより事業予定者が違約金の支払を行ったときは、甲は、乙に対し、第2項の規定による違約金の支払を乙に対し請求することができない。

5 事業契約の定めるところに従って事業予定者が甲の損害の一切を賠償した場合は、甲は乙に対し、第3項の規定による損害賠償を請求できない。

(秘密保持等)

第11条 甲及び乙は、この協定又はこの事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、この協定の履行又はこの事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならない。

2 甲及び乙は、この協定に別段の定めがある場合を除いては、この協定又はこの事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

3 次に掲げる情報は、前項に規定する秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 甲及び乙がこの協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

4 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 甲と乙の情報についての守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合

5 甲は、前各項の定めにかかわらず、この事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

6 乙は、この事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令その他甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 甲及び乙は、この協定に関して生じた当事者間の紛争について、甲府地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第13条 この協定に定めのない事項について必要が生じた場合又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

第5章 書類作成要領及び様式集

1. 提出書類の提出方法及び作成要領

(1) 提出書類の提出方法

ア 公募参加資格要件確認申請に係る書類の提出方法

公募参加資格要件確認申請に係る書類は、様式2から様式7、様式3及び様式6に記載する添付書類です。いずれの書類も提出は各1部とします。

イ 応募書類の提出方法

応募書類は、様式8から様式12及び必要な詳細資料をA4サイズ片面で30枚以内とし、ページ下部にページ番号を記載の上、指定する図面と合わせて各15部を提出してください。積算等の明細は、上限枚数に含みません。

なお、15部の内、1部には様式8に応募者名を記載し、A4サイズのチューブファイルで綴じて提出してください。

また、残りの14部は、ファイルに綴じず、様式8を含むすべての提出書類等には応募者が特定できる名称等は記載しないで提出してください。

(2) 提出書類の作成要領

ア 応募に関する質問書（様式1）

本事業へ参加しようとする者が、応募にあたり質問がある場合は、応募に関する質問書（様式1）により、質問してください。

イ 公募参加資格要件確認申請書（様式2）

公募に参加しようとする応募事業者又は公募参加グループの代表事業者は、公募参加資格要件確認に必要な提出書類及び添付書類を添付して、公募参加資格要件確認申請書（様式2）を提出してください。なお、同時にこの申請書は、公募参加資格要件を満たしていること及び提出書類及び添付書類のすべての記載事項が事実と間違いないことを誓約する書面を兼ねています。

ウ 公募参加資格要件確認申請提出書類確認書（様式3）

公募参加資格要件確認に必要な提出書類及び添付資料を公募参加資格要件確認申請提出書類確認書（様式3）により確認し、申請時に事業者確認欄にチェックの上、提出してください。

エ 誓約書（様式4）

公募に参加しようとする者は、商号又は名称、所在地、代表者名を記載、押印した誓約書（様式4）を提出してください。なお、公募参加グループの場合は、構成事業者すべてを含みます。

オ 委任状兼プロポーザル参加者の構成事業者一覧表（様式5）

公募参加グループにより、公募に参加しようとする者は、代表事業者へ各構成事業者が、公募参加資格要件確認申請に関する件及び応募提案に関する件並びに応募辞退に関する件について委任する旨の委任状兼公募参加者の構成事業者一覧表（様式5）を提出してください。

カ 事業者の概要（様式6）

構成事業者全ての事業者の概要（様式6）を提出してください。また、事業者の概要が分かるパンフレット等と本事業における業務分野の参加資格要件を満たすことが確認できる許可証の写しまたは書類を添付してください。

キ 役員名簿（様式7）

構成事業者全ての役員名簿（様式7）を作成し、提出してください。

ク 応募書類確認書（様式 8）

応募に必要な提出書類及び添付資料を応募書類確認書（様式 8）により確認し、確認欄にチェックの上、提出してください。

ケ 事業計画書（様式 9）

事業計画書（様式 9）を任意様式に作成し、提出してください。なお、任意様式は項目名・項目番号・項目順は変更せず、各項目の区別を明確に作成してください。

コ 調査・設計費及び建設工事費内訳明細書（様式 10）

調査・設計費及び建設工事費見積書（様式 10）と見積内訳書（任意様式）を作成し、提出してください。なお、金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とします。

サ 什器・備品等一覧（様式 11）

什器・備品等一覧（様式 11）を作成し、提出してください。一覧に記載する什器・備品の内容は、提案する施設計画に対応したものとしてください。優先交渉権者は、内容について町と協議の上、最終調整を行います。

シ 収支計画書（様式 12）

収支計画書（様式 12）を作成し、提出してください。温浴施設の利用料金について、町民の利用による基本価格と町民価格の差額を町で負担する予定ですが、収支計画書には、町民価格を考慮せず、作成してください。ただし、町民と町外者の内訳は、記載してください。なお、消費税及び地方消費税を含んだ金額とします。

ス その他

図面は、指定するサイズで提出してください。また、積算等の明細等詳細な説明資料は、別途、A4 サイズ片面の任意の様式により提出してください。